

クメール古代都市サンボー・プレイ・クック遺跡群の都城区における基礎調査 —考古学的価値付けおよび埋蔵文化財保護に向けて—

Preliminary study on the moated city area of the ancient Khmer city, Sambor Prei Kuk:
Toward a characterizing of archaeological value and safeguarding of buried cultural property

菅澤 由希
SUGASAWA Yuki

1. 序論

(1) 遺跡群の概要および研究の背景と目的

カンボジアにおける考古学研究の中心は長らくアンコール遺跡群を対象にしたものであり、アンコール王朝の安定を築く基盤となったプレ・アンコール期の文化についてはその存在や重要性が指摘されてきたものの未だ研究の余地が残されている。サンボー・プレイ・クック(Sambor Prei Kuk)遺跡群(以下SPK 遺跡群)は、カンボジア国土のほぼ中央、コンポントム州に位置し(図1)、アンコール王朝の前身の勢力チェンラ(真臘)の王都イーシャナプラとして7世紀頃に最も盛えたと考えられている遺跡群であり、アンコールよりさらに古い段階の寺院群と都城の痕跡が残る遺跡群として今後の研究の展開に注目が集まっている。



図1 SPK 遺跡群および関連遺跡

従来、SPK 遺跡群における学術調査は建造物や遺構が豊富に残る遺跡群東側の寺院群を中心にしたものが殆どで、今後遺跡群の総合的な研究を進めていく過程で西側の都城区における計画的な発掘調査が必要である。また SPK 遺跡群はその歴史的重要性からカンボジアにおける3番目のユネスコ世界文化遺

産への登録を目指している遺跡である。世界遺産に登録されることになれば現地の様相が大きく変わっていくことは想像に難しくなく、遺跡保護の体制の充実が望まれている。

本論文は遺跡群都城区にて新たに行った発掘調査の成果を整理し、当該地域の土層の堆積状況や遺物を含む文化層の広がりや広域かつ詳細に把握し、今後の発掘調査の指針を示すことを目的とする。また、発掘調査で得られた新たな土器資料の器種組成について考察を加え、土器編年研究の進展の一助とする。更に、現在も多く多くの住民が生活を送っている都城区において、文化層の堆積状況や現地の村落調査などから得られたデータを踏まえたうえで埋蔵文化財保護に向けた提言を行い、遺跡保護管理に対する課題を明確にする。

(2) 研究方法

考古学的手法および科学的分析手法に則り発掘調査および遺物の実測などの整理作業、土層の科学的な分析(土の土色、帯磁率の測定、化学組成分析)を行った。また、現地の状況を踏まえた提言をするにあたりマネジメントプランやカンボジアの文化財保護関連法令を整理し、現地住民への聞き取り調査、土地利用図の作成を行った。

2. 発掘調査の方法と成果

(1) 発掘トレンチの設定および調査方法

今回の発掘調査は、都城区内において偏りなく無作為に選出した地点において土層の堆積状況を把握する必要があった。よって、一辺約2kmの方形の環濠に区画された都城区を南北に4等分する3本のラインを設定し、そのライン上に約300m間隔で7地点に発掘地点を設定していった。それぞれの発掘地点では南北1m、東西2mのトレンチを設定した(図2)。堀り下げはすべてのトレンチで地下水位面まで行い、概ね1.5~2mほどの深さとなった(図3)。掘

り下げ完了後は土層断面図の作成、写真撮影、土色/帯磁率測定、土のサンプリング、各トレンチのレベル測量を行なった。

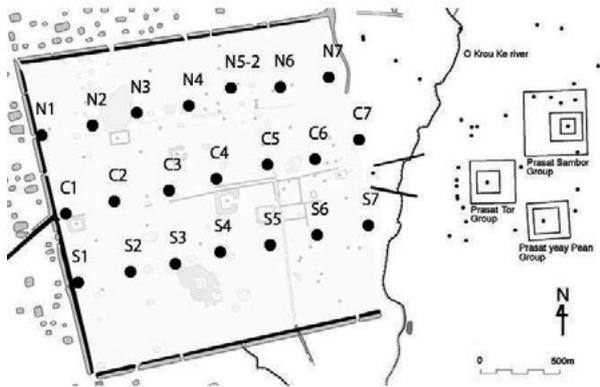


図2 都城区内発掘トレンチ配置図



図3 トレンチ写真例(左:北壁面 右:東壁面)

(2)文化層の検出状況

発掘調査の結果、都城区の広い範囲から文化層が検出され、エリアごとの偏りは見られなかった(図4)。文化層が検出されるのは浅い地点で深さ10cmほど、深い地点でも90cmほどと、全体的に地表面から浅い地点に文化層が分布していることが明らかになった。また、文化層は厚さ10~90cmと比較的薄い傾向にあり、寺院区内やM49地点で行なわれた過去の発掘調査¹で見られたような厚い文化層は検出されなかった。

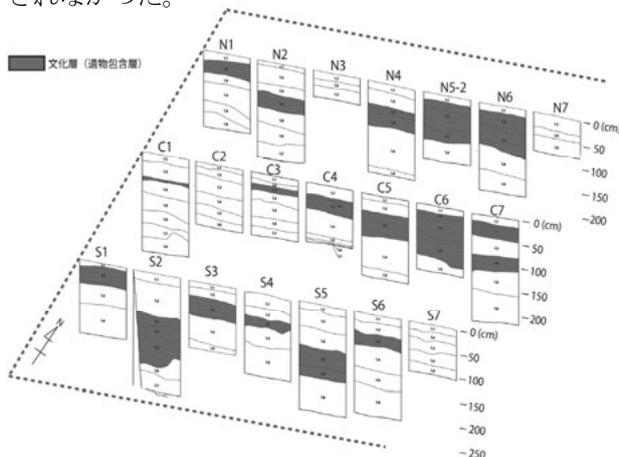


図4 文化層の検出状況

(3)土層の分析

今回、都城区内における標準的な土層堆積の状況を把握する為に、土の色および帯磁率、化学成分の分析を行なった。

土色は色を客観的に数値で表現できる土色計を用いて深さ2cmおきに測定した。全21トレンチでの値を比較した結果、土色の変化には規則性が見られず、トレンチごとに多様性が見られた。しかし、文化層とその下の地山層の間に明暗の差が見られる地点があり、比較的文化的層が暗く、地山層が明るくなる傾向にあるトレンチが半数ほど見られた。

帯磁率の値は深さ10cmごとに測定したが全体的に低い数値を示し、文化層との関連性は認められなかった。一部に、地中の鉄分が濃集して固まったと思われる塊が含まれる土層が見られたが、それらの土層と帯磁率、および化学成分分析にて得られた土層ごとの鉄(Fe)の数値に関連性は見られなかった。

3.SPK 遺跡群都城区出土遺物の分析

(1)既往研究が示す遺跡群における土器の器種組成

SPK 遺跡群におけるプレ・アンコール期の土器研究の第一人者であるフランス人研究者のグロリエ(B.P.Groslier)は1960年代に遺跡群で発掘調査を行い、出土土器を轆轤製の陶器と叩きづくりの在地土器に大別した²。このうち轆轤製陶器のほうは大型の水壺や注口付きの注水などで、緻密な胎土、スリップによる赤や白の彩色を特徴とする。グロリエはこれらの轆轤製陶器の年代を6世紀末から8世紀までの間としているが、同地域で並行する時代の資料が限られているため、SPK 遺跡群での土器の特徴をこの時代の製品すべてに当てはめることはできないとしている。一方叩きづくりの在地土器は6世紀から14世紀までの層から出土し、型式の存続性が強いことを指摘している。在地土器は低温焼成で轆轤の使用はなく、叩き文様が特徴であるとし器種は広口の鍋、貯蔵用の壺や水差し、鉢、たらい、甕、濾し器などを挙げている。残念なことに、グロリエの逝去とカンボジア国内の混乱によって当時の発掘資料に関する情報の多くは失われてしまっている。

このグロリエによる論考に続き、当地の土器について最も詳細に扱った研究は嶋本紗枝による論考³である。嶋本は上記のグロリエによる調査資料の追跡調査や寺院区での発掘調査、遺物の表採調査などを行い遺跡群における土器の分類を行った。グロリエが言う「轆轤製陶器」を嶋本は「精製土器」、「叩

きづくりの在地土器」を「粗製土器」とそれぞれ比定している。嶋本によると、精製土器は良質の胎土を用いて器壁が比較的薄く、器種は壺、注口土器、鉢である。丁寧に調整を行った後に一部には彩文を施して装飾する特徴を持つ。この精製土器は一定の出土量を占め、プレ・アンコール期の土器資料を特徴づける製品であると述べられている。一方、粗製土器は精製土器と比較して粗い胎土を使用していること、低温焼成であること、鉢や大型の壺などの炊事や液体の運搬、貯蔵に適した器種が主体となること、装飾に彩文ではなく刻文が施されることなどが特徴であるとしている。主な器種は、鉢、壺、ミニチュア土器、ストーブである。そして粗製土器は器種間、個体間の胎土、器形、焼成状態の差異が大きいことも指摘されているが、精製土器に見られたような薄手の頸がやや長い壺、および注口土器は、粗製土器の主な器種組成に加わらないようである。

(2) 都城区出土土器の考察

上記の先行研究を踏まえ今回の調査で出土した土器を分析し先行研究と比較すると、今回出土した資料も、胎土、焼成、表面の調整の程度から精製土器と粗製土器に分けることができた^{註1} (図5)。

精製土器はS2トレンチの第4、第5層からのみの出土である。器種は、やや頸部が長く口縁部が大きく外反する中型の壺とみられるもの(図5-1~5)と、高台付の壺の底部とみられるもの(図5-6)、注口土器の注口部分(図5-7~8)が確認された。この点は既往研究と概ね合致する結果となった^{註2}。東南アジアにおいてこのような注水土器は一般的に儀礼用の容器としての用途が想定されているが、今回都城区内における精製土器の出土量は極めて少なく、局所的な出土となったため、都城区の広範囲では精製土器の利用は一般的ではなく、何らかの儀礼行為が都城区内のごく限られた場所で行われていたと考えられる。

今回発掘された土器資料の大部分を占めるのは粗製土器であった。確認された器種は壺、注口土器、鉢、ストーブであるが既往研究でも指摘されているように粗製土器は大きさ、胎土、焼成、調整などの点で個体差が大きい。特徴的なものを挙げると、壺は器壁が厚く口唇部が肥大し頸部がくの字に屈曲する貯蔵用と思われる大型の壺と(図5-9~12)、中型の壺が見られる。大型の壺には混和剤としてもみ殻が混ざられる例が見られる。中型の壺は頸部が短くくの字に屈曲するもの(図5-13~15)と、精製土器の壺

に類似する、頸がすぼまりやや長くなるという特徴を持つもの(図5-16~18)が含まれる。更に粗製土器の中に高台付の底部(図5-19~24)や注口土器の注口部分(図5-25~27)も確認された。

また、やや大型の壺の中に、肩部に突帯と楕状の道具による波状の文様があるものが確認できた(図6)。これは嶋本が先行研究の中でプレ・アンコール期の壺に特徴的なものとして示したM49地点出土の壺(図7)と同様の文様であると思われる。



図6 粗製壺肩部文様

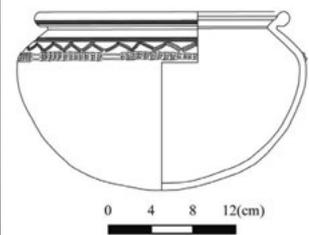


図7 M49出土粗製壺(嶋本作図)

粗製の鉢については資料が少ないが、胴部上半がくびれる薄手のもの(図5-28~30、33~34)と、ほぼ垂直に口縁部が立ち上がるもの(図5-31)、口唇部が厚くなり底部にかけて直線的にすぼまる浅鉢のようなもの(図5-32)が見られ、先行研究での特徴と概ね一致する。

このように、従来精製土器に特徴的であった壺や注口土器のなかでも作りが粗雑なものが都城区内で特徴的に見られることから、都城区の粗製土器の器種組成には先行研究で示されていた以上に多様性があり、特に注口土器においては儀礼用としての用途以外に生活雑器としての用途の可能性が指摘できる。

(3) 出土土器の年代考察と今後の課題

これらの土器の年代について考察すると、今回の調査では文化層内を分層できた地点が限られ、年代が推測できるアンコール期の遺物やプレ・アンコール期に特徴的な文様や装飾を持つものはごくわずかであった。しかし、都城区内ではほぼ水平に薄く堆積する文化層には年代的な幅はあまりないものと考えられ、明らかにアンコール期の陶器を含むごく一部の層以外からは先行研究で確認されていたものと類似した胎土、焼成、形式の土器が多くみられたことから、クメール陶器が出土した層以外はプレ・アンコール期の土層として分析をおこなった。今後良質の資料が蓄積され、周辺の遺跡群との比較研究による土器の編年研究が進めば、今回の資料の中にも年代の差を見出すことが期待される。

	壺	注口土器	鉢	その他
精製土器			なし	なし
粗製土器				ストープ

図5 SPK 遺跡群都城出土のブレ・アンコール期の土器

1~5: 中型壺口縁部 6: 中型壺高台付底部 7~8: リング付注口 9~12: 大型壺口縁部 13~18: 中型壺口縁部
 19~24: 中型壺高台付底部 25:S字型注口 26~27: リング付注口 28~32: 中型鉢後円部 33~34: 中型鉢胴部

4.遺跡群の現状と埋蔵文化財保護に向けた課題

埋蔵文化財は基本的に地下に埋もれているため認識しづらく、都城区内で住民が生活を営んでいるという状況での保護には様々な課題がある。そこで遺跡群を取り巻く現状を把握するために、住民への聞き取り調査、土地利用図の作成調査、カンボジア文化財保護法および遺跡群マネジメントプランを整理した結果を参考にしつつ、今回の発掘調査の結果から現状に即した埋蔵文化財保護への提言および課題の明確化を試みた。

(1)住民の生活と遺跡群に対する意識

2013年12月12日から13日にかけて、筑波大学大学院生とカンボジアの大学生による合同演習授業の中でSPK遺跡群周辺の集落調査が行われ、筆者もその調査に参加した。その調査の中で、遺跡群周辺の6か所の集落を回って村長および住民数名に聞き取りを行い、生活の様子および遺跡群に対する意識についてお話を伺った(図8)。



図8 聞き取り調査の様子

全ての集落で、道路や井戸、病院などインフラの更なる整備を望む一方で集落内における人間関係は良好であるという意見を聞くことができた。遺跡で行われる祭りなどの伝統文化を維持するためにも、今後このようなコミュニティの保護が課題となる。また、遺跡群が観光地として開発され観光客が増加するとインフラの整備や新たな産業が生まれるという点で、遺跡群の観光地化に期待する地域住民は少なくないことも判明した。

(2)遺跡群都城区の土地利用の様子

上記の集落調査に引き続き、遺跡群都城区内の住民の土地利用を把握するため、2014年の10月28日に遺跡群都城区にて踏査を行った(図9)。

都城区内のすべての地点を踏査できたわけでは無いが、現時点で都城区内の主な土地利用の中で地下の埋蔵文化財に特に影響がありそうなものは水田、カシューナッツ畑での耕作行為、新たな建造物の基礎工事などである。一部には、最近開墾されたとき

られるカシューナッツの大規模な耕作地が見られた。



図9 2014年時点の都城区内土地利用図

(3)文化財保護関連法令とマネジメントプラン

カンボジアでは文化遺産を保護する法律が存在するものの、現実には一般の国民レベルで文化財の扱いについての知識が広く浸透しているとは決して言えない。またそのような文化財保護に関する法律や関連組織はSPK遺跡群に合わせて整備されたものではないため^{注3}違反時の罰則などの規定は不明確で、住民の遺跡保護への理解度はまだ低い。

SPK遺跡群においては、遺跡群のゾーニングに関する法令が2003年に制定された^{注4}(図10)。

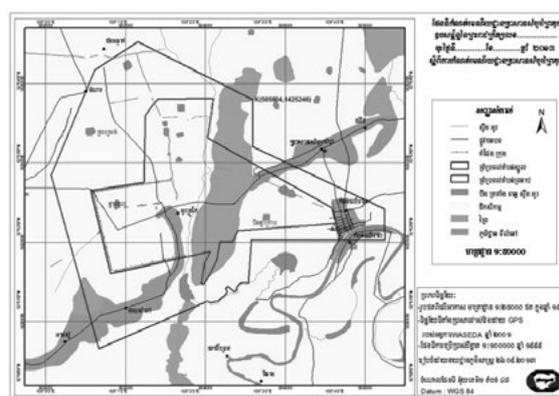


図10 2014年に改定されたSPK遺跡群保護ゾーニング図

この法令には、それぞれのエリアにおいてどのような活動が可能なのか、何が規制されるのかといったことは具体的には定められておらず、罰則などにも言及されていない。また、この2003年の法令とは別に世界遺産登録に向けたマネジメントプランが作成されており、プランによると文化遺産の保護に関する法律によって遺跡群の境界内での掘削、建設活動は制限されると示されているが、マネジメントプランそのものに法的拘束はなく、前述したようにこのような法体制が十分に機能していないというのが現状である。

(4)埋蔵文化財保護に向けた提言と今後の課題

都城区内では過去に M45、M49、M75 などの遺構が存在する地点で数回の発掘調査が行われてきた。しかし限定された範囲の調査では都城区内の遺構の広がりや相互の関連を見出すことが困難であった。今回のような広域を対象とした発掘調査はそのような課題に対して有効である。今回の文化層の検出状況から見ると、今後の考古学的発掘調査はより良質な遺物・遺構の検出を目指し、都城区内の規模の大きい建造物等の痕跡を優先的に発掘調査することが必要であると考えられる。それと並行して、今後もそれぞれの遺構の関係を把握するためのトレンチ調査や都城区外側における人間活動の様相を把握するための広域試掘調査を継続して行うことが望ましい。このような計画的な発掘調査によって、更に細かく保護のゾーニングを設定していくことが可能となる。

SPK 遺跡群都城区における土地利用の状況などに合わせて埋蔵文化財保護の方針は以下のように設定されるのが望ましいと考えられる。まず水田は、近年カンボジアでも導入が進みつつある大規模な農耕機械の導入を避け、新たなカシューナッツ畑の開墾は禁止する必要がある。また住宅の建設については、新たな建設や移住は禁止することが望ましいが、現在生活を営んでいる住民についてはほとんどが木造の伝統的な高床式住宅であり、基盤工事や増築などを行う場合以外は移住を促すのではなく今後も伝統文化の基盤として生活を続けていけるような方針が望まれる。

しかし、上記の方針を進めていくにあたって最も問題となっているのが、SPK 遺跡群の保護や管理に恒常的に取り組むことのできる組織が無いということである。そのため、住民と意思の疎通を図りながら遺跡群の保護を行うことが難しいという課題がある。

5.結論

今回の発掘調査では、都城区の地下にはプレ・アンコール期の遺物を含む文化層が広域に広がっており、出土する遺物には遺跡群研究にとって重要な情報が多く残されているということが明らかになった。まず、都城区において主体となる土器は粗製土器であり、精製土器は限られた地点で限られた器種のみが利用されていたと想定できる。一方、精製土器に比べて粗製土器には器種や型式の点で多様性が見られる。更に、粗製土器の中には先行研究では指摘さ

れていなかった、精製土器と類似した特徴を持つ壺や注口土器が見られた。いわゆるクンディと呼ばれる注口土器は東南アジアでは専ら儀礼用の容器として把握されてきたが、今回の調査の結果、粗雑なつくりの注口土器が日常雑器として都城区内で利用されていたことが想定できる。

このように、SPK 遺跡群都城区における埋蔵文化財保護は不可欠であることに疑う余地はない。水田やカシューナッツの栽培活動や建物の建設にはより明確な規制が必要であり、住民の理解が求められる。また、都城区における今後の考古学的発掘調査にも期待したい。今回の成果を活かしながら、より適切な保護ゾーニングの設定に向けて計画的に発掘調査を進めていくべきである。しかし、現地を取り巻く状況には様々な問題があり、一つ一つ継続的に問題に取り組んでいく組織の設立や、人材の育成が、遺跡群全体としての今後の課題であるといえる。

1)下田一太：クメール古代都市イーシャナブラの研究、早稲田大学理工学研究科学位申請論文、2010

2)B.P.グロリエ著、津田武徳訳：アンコール王朝陶磁入門—9世紀末から15世紀初め、東南アジア考古学18、pp.167-212、1998

3)嶋本紗枝：サンボー・プレイ・クック遺跡群の土器と考古学資料から見る遺跡群の年代、早稲田大学大学院文学研究科修士論文、2009

注1)今回の調査で得られた資料の総点数は土器1356点、クメール陶器6点、レンガ8点、瓦4点、石製品10点、その他土玉のようなものが1点である。その中でも今回は、年代考察に関わると思われる土器、陶器、瓦を中心に考察を行った。遺物は全て小片であったため、器種が特定できるものおよび特徴的な遺物のみ抽出して分析を行った。また、器種分類は先行研究(嶋本紗枝・チュン・メンホン：古代都市イーシャナブラにおける表探調査の成果について、早稲田大学文研考古誌26、pp.59-74、2008 および田畑幸嗣：クメール陶器の研究、雄山閣、2008)を参考にして筆者が行った。

注2)鉢の資料は確認されなかったが、今後の調査で組成に加わってくる可能性は大いにある。

注3)アンコール遺跡群地域においては文化芸術省や関係省庁によって定められた特別法令に基づいて APSARA 機構(アンコール地域遺跡保護管理機構)という国家機関が管理を行っている一方、それ以外の国内のサイトは文化芸術省が管理責任を負っている。

注4)なお、この法令は2014年に世界遺産登録申請に向けて改定され、緩衝地帯であった地域を中核地帯に格上げし、中核地帯の面積を大きく広げる改定が行われた。